b　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁を除く鋼橋であること。（ただし鋼床鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績として良い）

c　最大支間長が60m以上であること。

d　架設工法が、下記の工法以外であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

e　a～dは同一工事であること。

2）上記1）を除く橋梁下部工等の工事を担当する構成員は、鉄筋コンクリート構造物の橋台又は橋脚の工事の施工実績を有すること。（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く）

② 担当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 担当工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

⑷ 異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」を準用するものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

6⑴①の認定（6⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6⑴①の認定を受けていない構成員が6⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6⑴①の認定を受けていない構成員が、当該工事に係る開札の時までに6⑴①の認定を受けていないとき又は6⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（6⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 異工種建設工事共同企業体の名称は、「国道252号　二本木橋災害復旧工事○○・○○異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成24・25年度において、日本放送協会の競争契約の参加資格をあらたに得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 26 日

日本放送協会　経理局長　福井　　敬

◎調達機関番号　325　◎所在地番号　13

1　業種区分および調達する物品等又は特定役務の種類

取引先登録を希望する者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、以下のとおりとする。

⑴ 設備・資材及びサービス

⑵ コンピュータ製品及び同サービス

⑶ スーパーコンピュータ

2　申請の時期

平成24年１月10日（火）から平成24年２月９日（木）までとする。なお、これ以降も随時申請は受け付けるが、平成24年度当初からの資格付与に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴ 申請書および記入要領の入手方法

「取引先登録票（協会様式）」及びその他の書類は、平成24年１月10日（火）よりホームページにアクセスし入手することができる。

［ホームページアドレス］

http://www.nhk.or.jp/chotatsu/

ホームページにアクセスできない場合は、郵送でも入手することができる。郵送で入手する場合は、郵政はがきに返送先の住所、氏名、電話番号とともに競争参加資格申請書類の郵送を希望する旨を記載し、⑵に掲げる申請場所へ送付すること。

⑵ 申請書の提出方法

取引先登録を希望する者は、「取引先登録票（協会様式）」及び次に掲げる書類（以下「申請書類」という）を以下の申請場所に郵送で提出すること。

「申請書類」のうち、公的機関の発行する証明書等については、発行日から３ヶ月以内の原本に限る。

［申請場所］

〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１

日本放送協会　経理局調達部　競争参加資格申請担当　ＴＥＬ03―5455―5517

①営業経歴書　②財務諸表　③納税証明書　④登記事項証明書（法人の場合）または身元証明書（個人の場合）　⑤印鑑証明書　⑥委任状および使用印鑑届（契約権限を会社等の代表者以外の一定者に権限を委任する場合）　⑦当該業務に関する許可証等（申請する物品、役務、サービス等が、法令等により許可等を要する場合〈内容が鮮明であれば写しでも可とします〉）　⑧請書（協会様式）　⑨仕入先マスタ登録依頼票　⑩暴力団等排除に関する誓約書

＊上記②に掲げる財務諸表とは、申請日より前に確定した直前の１事業年度分の決算における財務諸表を指す。

＊上記③に掲げる納税証明書とは次の各税についての未納税額がないことを証明するもの（法人の場合は「その３の３」、個人の場合は「その３の２」）を指す。

㈠法人税（法人の場合）、㈡所得税（個人の場合）、㈢消費税（法人、個人共通）

＊上記④に掲げる登記事項証明書とは、「株式会社登記簿」等商業登記法（昭和38年法律第12）第６号第５条から９号までに掲げるもののいずれかの謄本を指し、身元証明書とは申請者の住所を管轄する市区町村が発行し、同人が当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことについての証明書を指す。

⑶ 申請書類の作成に用いる言語

日本語または英語（ただし、英語の場合は日本語による訳文を添付すること。）

⑷ 申請書類に用いる通貨

金額欄については、直近の換算率によって日本国通貨に換算して記載すること。

4　申請ができない者

売買、貸借、請負その他の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

5　資格を付与しないことがある者

次の⑴～⑻に該当すると認められる者で、その事実があった後二年間を経過していない場合は、競争参加資格を付与しない場合がある。また、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

⑴ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

⑵ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑶ 契約の締結又は契約の履行を妨げた者

⑷ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑸ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者